平成２４年（フ）第１２０号
岡山県倉敷市沖新町32番地４
債務者　大月　理香
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月３日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係
平成２４年（フ）第２６９号
栃木県宇都宮市小幡１－１－９　宇都宮拘置支所内、住民票上の住所栃木県芳賀郡芳賀町大字東高橋3196番地７
債務者　水沼　久幸
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第２８８号
栃木県日光市今市本町５番地33
債務者　渡邉　好子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第２９６号
栃木県日光市足尾町赤倉２番14号
債務者　山越　光男
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第２９７号
栃木県宇都宮市東峰町3072番地26
債務者　吉田　峯子
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第２９８号
栃木県宇都宮市菊水町９番３号
債務者　三上　浩美
1　決定年月日時　平成24年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３０５号
栃木県さくら市氏家3446番地100　さくらハイツＢ101、前住所栃木県宇都宮市立伏町948番地198
債務者　堀　　幸子（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３０６号
栃木県宇都宮市鶴田町3276番地３　メゾンドフルールＡ101、前住所栃木県宇都宮市鶴田町177番地10
債務者　寺﨑　百恵
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３０８号
栃木県宇都宮市平出町3715番地３　雇用促進住宅２―104
債務者　ガライ　ホンダ　グラディスこと　ガライ　ホンダ　デ　カジェ　グラディス　エステラ
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３０９号
栃木県鹿沼市下粕尾1449番地３、前住所栃木県河内郡上三川町大字上蒲生2228番地　第１アパート９棟305
債務者　野中　雄太
1　決定年月日時　平成24年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３１１号
栃木県宇都宮市下栗町843番地１　フローラ大塚壱番館105、前住所栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅３号棟46号室
債務者　廣瀬　　香
1　決定年月日時　平成24年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月13日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第２７９号
栃木県宇都宮市駒生町3352番地３　シェル駒生Ａ―201
債務者　天野　節子
1　決定年月日時　平成24年６月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第３１５号
栃木県宇都宮市上野町6076番地２　上野サンハイツＡ102号、前住所栃木県宇都宮市御幸町227番地８　ひかりマンション103号
債務者　秋本光三郎
1　決定年月日時　平成24年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係
平成２４年（フ）第７６８号
横浜市栄区本郷台２丁目31番12号
債務者　吉本　蓮巳（旧氏名吉本強）
1　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部
平成２４年（フ）第５８７号
東京都稲城市東長沼1485番地サングリーン３―301
債務者　荒谷　亜弓（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部